

愛知県高等学校文化連盟加盟

〔各 高 等 学 校 長〕  
〔各 特 別 支 援 学 校 長〕  
〔豊 田 工 業 高 等 専 門 学 校 長〕  
〔海 陽 中 等 教 育 学 校 長〕 殿

愛知県高等学校文化連盟  
会長 北 山 ゆ り

### 令和2年度愛銀教育文化財団「第31回高校生の文化活動への援助」について(依頼)

このことについて、下記のとおり「愛銀教育文化財団援助金」の申請を受け付けます。  
多数ご応募いただきますようお願いいたします。  
なお、この文書は、課程別・校舎別に送付しております。

#### 記

#### 1 応募期間

令和2年5月11日(月)から令和2年6月11日(木)まで

#### 2 募集対象

愛知県高等学校文化連盟加盟校に所属し、次の(1)～(3)の条件をすべて満たす文化部(愛知県高等学校文化連盟の専門部に所属しているか否かは問わない)、または、(3)の条件を満たす愛知県高等学校文化連盟専門部。

(1) 予算不足により備品等の購入が困難で活動に支障が生じていること。

(2) 困難な状況の中で優れた成果を収めていること。

(3) 今までに「愛銀教育文化財団援助金」の対象となっていないこと。

[補注] 別紙1の「公益財団法人愛銀教育文化財団高校生援助規程」第2条にある「県内の高等学校」には、特別支援学校(高等部)・高等専門学校(高等学校相当学年)・中等教育学校(後期課程)も含まれます。なお、特別支援学校については、高等学校とは別の基準で選考を行います。

#### 3 援助件数及び援助額

2件、各25万円

\*当該部の活動に必要と判断されるものであれば、援助金の使途に制約はありません。

#### 4 申請書類

別紙2「援助金申請書(令和2年度)」

\*令和2年5月18日以降、愛銀教育文化財団のホームページ

<https://www.aichibank.co.jp/company/csr/foundation/grant/>

からもダウンロードできます。

#### 5 申請書の提出先

愛知県高等学校文化連盟事務局

\*提出先は「愛銀教育文化財団」ではありませんので、くれぐれもお間違えのないようお願いいたします。

#### 6 提出期限

令和2年6月11日(木) **必着**

#### 7 その他

(1) F A Xでの申請はできません。

(2) 申請書右上の申請者(校長)欄には、校長名の記入と職印の施行をお願いします。

一方、枠内最下段の「推薦者」欄、及び題目左横の整理番号欄は愛知県高等学校文化連盟が使用しますので、何も記入しないでください。

(3) 援助対象校は、愛知県高等学校文化連盟の推薦に基づき、愛銀教育文化財団が決定します。交付決定時期は9月上旬、援助金交付はその約1か月後の予定となっています。

(4) 参考資料として「過年度の援助対象団体一覧(文化部関係)」を添付しました。

(5) 愛知県高等学校文化連盟事務局において申請書のコピーをとるため、所謂「消せるボールペン」で作成した申請書をそのまま送付することはお避けください。

#### 愛知県高等学校文化連盟事務局

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1 県東大手庁舎2階

[担当; 森崎・近田(こんだ)] 公式HP <https://aikoubun.com/>

TEL・FAX 052-953-5188 E-mail [aikoubun@aroma.ocn.ne.jp](mailto:aikoubun@aroma.ocn.ne.jp)

## 公益財団法人愛銀教育文化財団高校生援助規程

平成23年11月2日 制定

平成24年4月1日 施行

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人愛銀教育文化財団の定款第4条に基づき、高校生の文化及び体育活動への援助に関する交付対象及び募集方法を定め、もって援助事業を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(援助金の交付対象)

**第2条** 本財団から援助金の交付を受けることができる者は、県内の高等学校で、文化及び体育活動の分野において援助を必要とし、次に掲げる機関の推薦があるものとする。

(1) 文化活動においては、愛知県高等学校文化連盟の会長推薦があること。

(2) 体育活動においては、愛知県高等学校体育連盟の会長推薦があること。

(援助金の額)

**第3条** 援助金はその年度に定められた予算内とし、文化及び体育活動に対し、1件25万円以上とする。

(募集)

**第4条** 愛知県高等学校文化連盟、及び愛知県高等学校体育連盟を通じ募集を行うこととする。

なお、両連盟からの推薦申請も認めることとする。

(採用)

**第5条** 採用の決定は、選考委員会の選考を経て理事長が決定する。

2 その結果を書面にて申請者に通知する。

(援助金の交付)

**第6条** 援助金は、決定通知後1カ月以内に交付する。

2 援助金の交付は、直接本人に手渡すものとする。

(援助金受領書の提出)

**第7条** 援助金の交付を受けた者は、援助金受領書を理事長に提出しなければならない。

(補則)

**第8条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

**第9条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長がこれを定める。

附則

この規程は、公益財団法人愛銀教育文化財団の設立の登記があった日から施行する。

令和 年 月 日

整理番号

## 援 助 金 申 請 書

( 令 和 2 年 度 )

公益財団法人 愛銀教育文化財団

理 事 長 小 出 眞 市 殿

ふりがな

申請者 (校長) \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ Tel ( ) \_\_\_\_\_

貴財団からの援助金給付を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

活 動 名 称 (文化・体育)		
氏名又は代表者	ふりがな	高校名 (ふりがな)
住所又は所在地	〒 _____ Tel _____	
活 動 概 要	活 動 内 容	
	チームの場合 の構成員	総 人 員 _____ 名 男性 ( _____ 名) 女性 ( _____ 名)
推 薦 者		
	印	

- (注) 1. 複写をとる関係上、文章は平易に、文字は明確に黒のボールペンで記入してください。  
2. 紙面不足の場合は随意、別の紙 (A4) に記入してください。  
3. 申請にかかる書類は選考が終わっても返却いたしません。



## 過年度の援助対象団体一覧（文化庁関係）

回	年度	学校名	部活動名
第1回	平成2年度	(なし)	
第2回	平成3年度	愛知県立昭和高等学校	天文気象部
第3回	平成4年度	愛知県立松蔭高等学校	和太鼓部
第4回	平成5年度	愛知県高等学校文化連盟写真専門部	
第5回	平成6年度	日本福祉大学付属高等学校	和太鼓部
第6回	平成7年度	愛知県立東海南高等学校	邦楽部
第7回	平成8年度	愛知県立幸田高等学校	吹奏楽部
第8回	平成9年度	愛知県高等学校文化連盟演劇専門部	
第9回	平成10年度	愛知県立春日井西高等学校	吹奏楽部
第10回	平成11年度	愛知県立半田商業高等学校	演劇部
第11回	平成12年度	愛知県立岡崎高等学校	コーラス部
第12回	平成13年度	愛知県立木曾川高等学校	吹奏楽部
第13回	平成14年度	愛知県立時習館高等学校 桜花学園高等学校	放送部 管弦楽部
第14回	平成15年度	愛知県立豊丘高等学校 愛知県立瀬戸北総合高等学校	和太鼓部 美術部
第15回	平成16年度	名古屋市立向陽高等学校 滝高等学校	管弦楽部 演劇部
第16回	平成17年度	愛知県立名古屋南高等学校 愛知県立松平高等学校	吹奏楽部 和太鼓部
第17回	平成18年度	愛知県立刈谷東高等学校(昼間定時制) 愛知県立一宮工業高等学校	演劇部 機械部
第18回	平成19年度	愛知県高等学校文化連盟文芸専門部 南山高等学校(女子部)	棋道部
第19回	平成20年度	名古屋市立菊里高等学校 愛知県立長久手高等学校	箏曲部 美術部
第20回	平成21年度	愛知県立成章高等学校 愛知県立一色高等学校	吹奏楽部 和太鼓部
第21回	平成22年度	金城学院高等学校 愛知県立半田高等学校	バトン部 放送部
第22回	平成23年度	愛知県立幸田高等学校 愛知県立新城東高等学校	書道・文芸部 演劇部
第23回	平成24年度	愛知県立岡崎北高等学校 愛知県立春日井高等特別支援学校	吹奏楽部 音楽部
第24回	平成25年度	豊川高等学校 愛知県立豊橋商業高等学校	写真部 珠算・電卓部
第25回	平成26年度	愛知県立安城南高等学校 愛知工業大学名電高等学校	放送部 将棋部
第26回	平成27年度	安城学園高等学校 愛知県立愛知商業高等学校	吹奏楽部 バトン部
第27回	平成28年度	愛知県立津島東高等学校 名古屋高等学校	写真部 文学部
第28回	平成29年度	光ヶ丘女子高等学校 名古屋市立北高等学校	吹奏楽部 映画研究部
第29回	平成30年度	桜花学園高等学校 名古屋市立工業高等学校	合唱部 ジャズバンド部
第30回	令和元年度	愛知県立豊橋南高等学校 愛知県立いなざわ特別支援学校	写真部 文化部